

平成 30 年度第 1 回ルール委員会議事録

開催日時：2018年6月17日（日）10:30～16:30

開催場所：岸記念体育館101会議室

参加者：増田委員長、大村副委員長、前園副委員長、加藤副委員長、松原事務局長、川北委員、日下部委員、村松委員、田中委員、桜井委員、岡部委員、山口委員、高野委員、中野委員、佐藤委員、渡辺（勝）委員、木内委員、稲葉委員、黒木委員、林委員、渡邊（範）委員
計21名 ※順不同

1. <報告>平成30年度事業計画

- ・2018-2019年度ルール委員会メンバーの自己紹介の後、増田委員長から、平成30・31年度日本セーリング連盟の専務理事に川北委員、理事に中野委員が選任されたことが報告された。ついで、2018-2019年度のルール委員会の活動目的、重点強化ポイント、委員会の運営について説明が行われた。

2. <審議>IU/IJ推薦委員会メンバー

- ・増田委員長から、平成30年度IU/IJ候補推薦委員会の委員構成について説明の後、議場に諮り、原案通り満場一致で承認された。

3. <協議>上告否認に関する諸規定改訂

加藤副委員長から、上告を否認する大会のプロテスト委員会およびパネルの要件に関する関連規程の改訂案について説明された。主な意見は以下のとおり。

- ・「ルール委員会が指名する者」のリスト公開は、定期的なメンテナンス実施の継続性や、NJAとは異なる資格の形成とのイメージがあり、課題がある。
- ・「ナショナル・ジュリー」という用語の新設は、馴染みの問題かもしれないが、違和感を拭えない。
<今後の進め方>ルール委員会で10月までに意見を募り、10月にメール審議、12月1日にJSAF理事会にて協議事項として上程し、来年2月23日のJSAF理事会にて審議を予定する。

4. <協議>各委員会内の分担、推進協議

- ・ジャッジ、外洋規則、普及、IJIU育成の各小委員会の事業計画と小委員会内での委員の役割分担について協議が行われた。（アンパイア小委員会、規程管理小委員会は、正副小委員長が共に欠席であったため、協議は実施されなかった）

5. <報告>小委員会内協議結果報告

各小委員会から議事4の協議結果について報告があった。

5.1 ジャッジ小委員会

議事4の協議結果、以下が追加タスクとして確認された。

- ・規則42に関するWSから発行されている解釈についての詳細な説明資料の作成
- ・プロテスト標準フォームに付則T、ミスコンダクトガイド、CASチェックリストを追加

5.2 アンパイア小委員会

各地でアンパイア制フリート・レースが増加傾向にある。チーフアンパイア派遣事業などにより、アンパイア・フリート・レースのためのクリニック等を企画、およびチームレースやアンパイア制フリート・レースを発掘していくとした。

5.3 規程管理小委員会

昨年度に引き続き、WS規程2017の日本語訳について、ルール委員会HPに公開するとした。

5.4 外洋規則小委員会

外洋レース・大型艇レースに関する裁量ペナルティー、支援者、エンジンの使用、ごみの処分、ウェイポイント、アデンダム Q の普及について取り組むとした。

5.5 普及小委員会

- ・ 新しくウインドサーフィン向けの講習会を開催することを検討するとした。
- ・ 講習会開催地の固定化打破のため、未開催地への働きかけについて、検討することとした。
- ・ ルール講習会資料の公開要望があるが、対応のためには、その情報が誤解なく伝わるための措置（スクリプトを含めた資料への記載や精度）が必要であり、可否について検討することとした。

5.6 IJIU 育成小委員会

IJ 候補者派遣先を一層吟味すること、および 2018 年度も、日本人 IJ 候補者の派遣を公募による選考方法で選出するとした。

6. その他（ケース研究、報告事項ほか）

6.1 電子版書籍の販売状況について

報告があり、今後の発行形態を考えるために継続して注視していくとされた。

6.2 RRS44.1(b)「If the boat caused injury or serious damage」の訳について

「インシデントの原因となった艇自身に傷害または重大な損傷がなかったため、リタイアの必要はない」と、艇に誤解が生じた事例が紹介され、より cause を強調した日本語訳とすべきとの提案がされ、次回 RRS 改定時の課題とした。

6.3 国内開催の国際大会への IJ 公募状況について

今年度の IJ 公募状況について報告があった。

6.4 オリンピック強化委員会活動報告

各国際大会でのルールアドバイザーとしての活動報告があった。

6.5 アメフトの規則違反とセーリングにおけるペナルティー・システム確認

セーリングでは RRS69（ケースブック 138）があり、RRS69 の審問の進め方は昨年度のジャッジ・クリニックで扱っていることを確認した。

6.6 付則 T（調停）の運用状況

各委員から事例が紹介された。

- ① 当事者がレース後ペナルティー履行の承諾を得たに関わらず、アービトレーターが適用規則が違うとして調停を打ち切り、失格とした。
- ② 調停で映像資料の使用を認めるべきか？ → 証人が認められていないことより、映像資料も認めるべきではないとされた。
- ③ アービトレーターがインシデントの目撃者であった → アービトレーターが証人になることになり、適切とは言えない。
- ④ 調停を受けた選手が、レース後ペナルティー受諾についてコーチと相談をした → オブザーバは認められていないが、支援者との相談は規定がなく、認めてもよいが、調停の場合、周りに往来する人もおり、誰がオブザーバではないのか判別不能である。また、通訳がコーチ兼任の場合には、実質的にオブザーバともなり得るので、課題であろう。

以上